

栃木県立鹿沼南高等学校

所在地	〒322-0524 栃木県鹿沼市みなみ町8-73 TEL 0289-75-2231 FAX 0289-75-1420
学 科	普通科、食料生産科、環境緑地科、ライフデザイン科
U R L	https://www.tochigi-edu.ed.jp/kanumaminami/nc3/



1 学校教育目標

確かな学力と勤労意欲に富み、自己実現を図り社会の期待を担える心豊かな人材を育成する。

2 目指す学校像

- 進路希望や興味・関心に応じ、普通教育に関する科目や専門教育に関する教科・科目を選択して学習でき、幅広い進路希望が実現できる学校
- キャリア教育や地域連携・地域貢献活動を推進し、職業意識が高く、自然や郷土を愛し、地域社会に貢献できる生徒を育てる学校
- きめ細かな指導を行い、一人一人の学力を高め定着させ、課題を積極的に解決しようとする意欲のある生徒を育てる学校

3 募集する生徒像

本校の教育目標・目指す学校像を理解し、本校を強く志望する生徒で、次の(1)及び(2)に該当する生徒

- (1) 学習面はもとより、将来を見すえた資格取得にも積極的に挑戦するなど、常に向上心を持って取り組み、あきらめず努力を続けることができる生徒
- (2) 部活動や生徒会活動・ボランティア活動・研究活動などに、意欲的・継続的に取り組むことができる生徒

4 特色選抜の定員の割合

普通科	20%程度
食料生産科	30%程度
環境緑地科	30%程度
ライフデザイン科	30%程度

5 特色選抜に出願するための資格要件

基本的生活習慣及び本校での教育を受けるに足る基礎学力が身に付いており、部活動や生徒会活動・ボランティア活動・研究活動などに積極的に取り組む意志があり、志願する科の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

【普通科】

- (1) 本校の普通科における特色を理解し、普通科の学習に取り組む明確な目的を持ち、学んだことを将来の進路に結びつけたいという意志のある者
- (2) 学力を伸ばし、資格取得・各種検定などに積極的に挑戦する意欲のある者
- (3) 自己の実現を目指し、大学・専門学校等の上級学校への進学などを目標とし、向上心を持って努力できる者

【食料生産科】

- (1) 作物の栽培や家畜の飼育・食品などに興味・関心があり、食料生産科の学習内容を学ぶ明確な目的を持ち、積極的に学ぶ意欲を持つ者
- (2) 資格取得や技能検定・農業クラブに関する競技会などに積極的に取り組む意志のある者
- (3) 農業や畜産、食品、生命科学分野に関わる大学・専門学校等の上級学校への進学、または関連した産業に就職する意志を持ち、向上心を持って努力できる者

【環境緑地科】

- (1) 環境保全や森林維持管理、花や樹木の育成や庭づくりなどに興味・関心があり、環境緑地科の学習内容を学ぶ明確な目的を持ち、積極的に学ぶ意欲を持つ者
- (2) 資格取得や技能検定・農業クラブに関する競技会などに積極的に取り組む意志のある者
- (3) 環境関係、農林業、園芸、生命科学分野に関わる大学・専門学校等の上級学校への進学、または関連した産業に就職する意志を持ち、向上心を持って努力できる者

【ライフデザイン科】

- (1) 食分野・保育分野などに興味・関心があり、ライフデザイン科の学習内容を学ぶ明確な目的を持ち、積極的に学ぶ意欲を持つ者
- (2) 資格取得や技能検定などに積極的に取り組む意志のある者
- (3) 食分野・保育分野・衣生活分野に関わる大学・専門学校等の上級学校への進学、または関連した産業に就職する意志を持ち、向上心を持って努力できる者

6 特色選抜の方法

選抜方法	内 容
面 接	個人面接 時間10分程度
作 文	時間40分 字数400～500字

7 その他、特色選抜における特記事項

なし

8 特色選抜における選抜の手順等**【資料の取扱い】**

- 1 志願理由書は、調査書とともに、資格要件の確認及び面接時の資料として用いる。
- 2 調査書は、次のように評価する。
 - ① 「各教科の学習の記録」は、各学年の評定を合計する。(135点満点)
 - ② 「特別活動の記録」等、点数化されない部分については段階評価を行う。
特に「行動の記録」を重視する。
 - ③ 「総合的な学習の時間の記録」、「文化活動・スポーツ活動・社会活動・特技等の記録」は、総合的な評価をする際に活用する。
- 3 面接及び作文は、段階評価を行う。

【選抜の手順】

次の各段階に該当する受検者について順に、調査書の点数化されない部分の内容を考慮して総合的に選抜する。

第1次審議

【資料の取扱い】の2の①で点数化した部分の合計点数の順位が、特色選抜の募集定員の80%以内にある者(ただし、定員に満たない場合は受検者の80%以内にある者)で【資料の取扱い】2②及び③の評価と面接・作文の評価が良好で、特に資格要件に該当する事項が顕著であり、本校の教育を受けるに足る能力、適正があると認められた者を合格内定とする。

第2次審議

第1次審議において合格内定となった者を除いた全ての受検者について、調査書等の書類を含む全ての検査結果を総合的に判断して、合格内定者を選抜する。